令和８年度

危険物 安全週間

つかみ取れ！　めざす無事故の頂を

危険物の保安に対する意識の高揚および知識の普及を図り、
危険物に起因する災害の防止を目的として、
毎年6月の第2週に「危険物安全週間」を実施しています。

実施期間　令和8年 6/7(日) ▸ 6/13(土)

危険物とは？

消防法で定められている、火災の危険性が高い物品をいいます。
ガソリン・灯油・軽油などの燃料類のほか、塗料・接着剤・アルコール類など、
身の回りにも多く存在します。

⚠ 危険物の取扱い 10の注意事項

1 火気厳禁

危険物の近くで火気（たばこ、ライター、電気火花など）を使用しない。

2 換気の徹底

屋内で取り扱う場合は、十分に換気を行い、可燃性蒸気の滞留を防ぐ。

3 静電気対策

静電気は火災の原因となるため、アース接続や静電気除去を確実に行う。

4 容器の確認

容器は必ず適切なものを使用し、破損や腐食の有無を点検する。

5 保管方法の遵守

直射日光や高温を避け、決められた場所に保管する。整理整頓を心がけ、表示を明確にする。

6 移し替えの禁止

危険物を他の容器に移し替えない。やむを得ない場合は、法令を遵守する。

7 作業手順の遵守

作業前に危険予知を行い、手順を守る。無理な作業や慣れによる油断をなくす。

8 漏えい時の対応

漏えいやあふれが発生した場合は、直ちに作業を中止し、適切に処置する。

9 消火器の設置

消火器を設置し、使用方法を確認しておく。定期的に点検する。

10 教育・訓練の実施

関係者に対して定期的に教育・訓練を実施し、知識と意識の向上を図る。

万が一に備えて

火災が発生したら
- 大声で周囲に知らせ、119番通報する
- 初期消火ができる場合は、消火器で消火する
- 無理に消火しようとせず、避難を優先する

漏えいを発見したら
- 直ちに作業を中止し、周囲に知らせる
- 火気を遠ざけ、換気を行う
- 防火・防災担当者に連絡する

緊急連絡先
火災・救急・救助は
119番へ
通報してください。

日常点検チェックリスト（例）

- □ 容器・配管等からの漏えいはないか
- □ 保管場所は整理整頓されているか
- □ 火気や高温物は近くにないか
- □ 換気は十分に行われているか
- □ 消火器は設置され、使用可能な状態か
- □ 表示や注意喚起は適切か

正しい知識と確かな行動で
安全な職場・地域をつくりましょう

遠軽地区広域組合消防本部予防課　　遠軽地区危険物安全協会

危険物災害をなくそう!!

つかみ取れ！めざす無事故の頂（いただき）

安楽 宙斗 選手
（JSOL所属）

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。